医療用ウィッグ等購入費助成事業 ・・・

がん患者の方が生き生きと社会で活躍できるように、医療用ウィッグ等購入費の一部を助成します。

- ◆対 象 者 村内に住所があり、がんの治療を受けている方で、世帯の市町村民税(所得割課税年額)が 304,200円未満以下の方
- ◆対象補正具・助成金額
 - ◇医療用ウィッグ(かつら) 上限3万円
 - ◇乳房補正具 上限2万円
 - ※当該年度(4月1日~3月31日)に購入したもので、申請は1補正具につき1回
- ◆申請書類 ①申請書
 - ②がん治療受診証明書(主治医が記載したもの)
 - ③補正具購入の領収書の写し
 - ※①、②の用紙は健康福祉課にお越しいただくか、村ホームページからダウンロードしご利用 ください。用紙の郵送をご希望の方は健康福祉課までご連絡ください。
- ◆申請期限 購入した年度の3月31日まで
- **◆申請・問い合わせ先** 健康福祉課 ☎345-0253 (郵送での申請も受け付けます。)



「村長への手紙」のお答え

「あなたの声でまちづくり~村長への手紙~」でお寄せいただいた 皆さんのご意見やご提案の中一部をご紹介します。



【子育て支援について】

●「子育て何でも相談」は相談会というよりも楽しく過ごす場となっており、 相談をしても具体的な返答 をいただけませんでした。 子育て経験者、 保健師、 専門的な知識のある方と気軽に話す機会を増 やして欲しいです。

「子育て何でも相談」は、村がおおひら万葉こども園へ委託している子育て支援センター事業「おひさま くらぶ」の一環として行っています。

ご相談の内容に応じて保健師や栄養士が参加しますが、個別の相談場所を設けていないなど利用者にとっ て相談しにくい体制となっていました。

今後は、より相談しやすい環境を整備するとともに有効な事業となるよう、見直しを進めます。

●児童館の子育てふれあい広場は週2回しか行っていないので、いつでも行ける子育て支援センターが あればいいと思います。

おおひら万葉こども園内の子育て支援センターで、月~金曜日、午前10時から午後3時まで自由来園を 行っています。周知が十分でないため、今後はホームページや広報、健診時などで広く周知していきます。 ぜひ子育て支援センターをご利用ください。

【非常用持出袋について】

●以前、村で一斉に配布された非常用持出袋の中身 が平成29年でほとんど賞味期限切れとなっていますが、 そのまま置いている方が多数いると聞いています。 村民の皆さんにお知らせしたら良いのではないでしょ うか。

平成24年に全世帯に配布した非常用持出袋に入って いる非常食(カンパン、粥、飲料水)の保存期限は5年で、 昨年で期限切れとなっています。

非常用持出袋配布主体のすばらしい大衡を創る協議会 で、非常食の保存期限終了と各ご家庭での更新、補充の お願いについてのチラシを作成し、各行政区長を通じて 各世帯へ配布し周知を行いました。

【不妊治療について】

●不妊治療に助成をして欲しいです。 子どもを産み、育てやすい村づくり を望んでいます。

県で行っている特定不妊治療費助成 事業の申請状況により、村においても 不妊治療費助成事業の必要性が高く、 平成30年度から不奸治療費助成事業 を開始します。

高額な治療の選択や治療を継続でき ずにいるご夫婦の精神的、経済的な負 担を軽減し、子どもを産み、育てやす い村づくりに励んでいきたいと考えて います。

4月から特定不妊治療費助成事業を始めます

村では、医療保険が適応されず高額な治療費になる特定不妊治療(体外受精・顕微授精(男性 不妊治療を含む)) を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、治療に要する費用の 一部助成を始めます。

◆対象者

- ① 治療期間及び申請日において、夫婦のいずれかが村内に住所を有し、居住している方
- ② 治療期間の初日において法的に婚姻している方
- ③ 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けた方
- ④ 治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満である方
- ⑤ 平成30年4月1日以後に治療を終える方
- ⑥ 他の市町村から特定不妊治療の助成を受けていない方
- ⑦ 村税等を滞納していない方

◆助成対象となる治療

宮城県指定医療機関(村及び県ホームページ参照)で行った次の不妊治療

- ・医療保険が適応されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)
- ・男性不妊治療(精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等)
- ※やむを得ず治療を中止した場合でも、採卵前に中止した場合を除き、助成の対象とします。 ※特定不妊治療のうち、第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母、借り腹、 保険診療と保険外診療を組み合わせて行う混合診療は助成の対象になりません。

◆助成額

特定不妊治療に要した費用から「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成額を 差し引いた額で、上限は次のとおりです。

治療法		1回の治療に対する助成上限額	初回の治療の場合の追加助成上限額
特定不妊治療	採卵を伴う	150,000円	150,000円
	採卵を伴わない	75,000円	対象外
男性不妊治療		150,000円	150,000円

◆助成回数

初回治療開始時の妻の年齢	助成期間	通算助成回数
40歳未満	限度なし	6 🛭
43歳未満	10.000	

※通算助成回数には、過去に宮城県及び他の都道府県・市町村から受けた助成回数を含みます。

◆手続きに必要なもの

- (1) 大衡村特定不妊治療費助成金交付申請書 ※村ホームページからダウンロードできます。
- (2) 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」承認決定通知書の写し
- (3) 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」受診等証明書の写し
- (4) 医療機関が発行した領収書の写し
- (5) 住民票(3カ月以内に発行されたもの)
- (6) 戸籍謄本(住民票により夫婦であることが確認できる場合は省略できます。)
- (7) 印鑑
- (8) 振込先の通帳の写し(口座番号の分かるもの)

◆申請・問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

11 平成30年4月号 Na628 平成30年4月号 No.628 10